

出期に際して街路の裝飾並に廣告宣傳等の共同施設を行ふ事を主とし、營業上共同の利益を圖ることを目的とする小賣商の團體である。

而して此の團結が生成した原因は、要するに大資本に依る百貨店の出現が、一般小賣商店の經營維持を非常に困難ならしめ、剩へ經濟不況の激化は益々此の傾向に拍車を加へた爲め、一般小賣商は茲に自衛上隣保共助の精神の下に、自己の合理的繁榮の基礎を商店會に求めんとする傾向が此の組織の結成を齎した次第である。

東京府商店會聯盟は此の團結を適當に善導して業者の自力更正に資益せんが爲め、昭和六年五月從來本府内各處に存在する各商店會を叫合し、其の協力に依つて諸般の改善を企圖すべく「東京府商店會聯盟」の組織が提唱され、遂に昭和六年六月八日府立商工獎勵館に於て、該聯盟の創立總會を開くに至つた。當時此の總會に參集した商店會は二百五十五を算し規約、宣言及び中元賣出しに關する諸件を議決すると共に聯盟の理事機關を決定した。之が商店會聯盟設立の端緒である。

而して其の後聯盟は創立一個年後に機關紙として「東京府商店會聯盟時報」を刊行することと爲り、商店會相互の統制連絡を愈々緊密ならしめ、又本年三月十日委員會を設置して小賣改善に關する諸問題の緊急對策に備へる等益々其の機能を整備しつつある。

目下此の聯盟に加入せる商店會の數は、四百二十余に達し發展の一途を辿つてゐる。
尙東京府商店會聯盟規約及び宣言は次の通りである。

東京府商店會聯盟規約

第一條 東京府商店會聯盟（以下單に聯盟と稱す）は商店會を

組織し其の地區を東京府一圓とす

第二條 聯盟事務所は之を東京市麹町區丸の内東京府商工課内

に置く

第三條 聯盟は各商店會の連絡統制を圖り其の協力に依り斯業の改善發展を圖るを以て目的とす

第四條 聯盟の事業概目左の如し

一、共同賣出、共同宣傳等の共同施設

一、講演會、講習會、研究會、競技會等小賣改善に關する施設

一、其の他聯盟の目的を達成するに必要な事項

第五條 聯盟に左の役職員を置く

理事長 一 名

副理事長 三 名
常任理事 六 名
理事 若干名
書記 若干名

支部幹事 若干名
支部長、支部幹事は各支部に於て之を選舉し其の任期を二年とす

第十條 支部に於て規約其の他重要事項を決定したときは直に聯盟に報告すべし

第十一條 聯盟は毎年一回（五月）定期總會を開く但し必要ある場合は理事會の決議を經て臨時總會を開くことを得

第十二條 理事會は理事長必要と認めたるとき又は理事四分の一以上より申出ありたるとき之を開く

第十三條 聯盟費は一商店會年額金貳圓とす但し臨時施設に付支出を必要とする場合は總會又は支部會の決議を經て之を徵收することを得

第十四條 聯盟に加入せむとする商店は其の會員の營業品目氏名を記載し代表者を定め支部長を經由し事務所に申出づべし

第十五條 聯盟を脱退せむとするものは其の事由を具申し支部長を經て事務所に申出づべし此の場合に於ては聯盟財產の分配を請求することを得ず

第十六條 聯盟の規約に違背し又は其の事業を妨害し或は聯盟の信用を失墜せしむるが如き行爲ある商店會は總會の決議に依り之を除名することを得

副理事長 三名
常任理事 六名
理事 若干名
書記 若干名
支部幹事 若干名
支部長 一 名
副支部長 二名以内

第十七條 聯盟は總會に於て商店會三分の二以上の同意を得るに非ざれば之を變更することを得ず。

第十八條 聯盟は總會に於て商店會三分の二以上の同意を得るに非ざれば解散することを得ず。

聯盟解散を決議したるとき清算人若干名を選舉し清算事務に衝らしむるものとす。

附 則

各種の實業團體 即ち以上の外本市には各種聯合會、輸出品工業組合、輸出組合等が多く存在し各產業の開發、輸出の増進等に不斷の努力を盡してゐる。今其の主要なもの數を擧げれば(昭和七年一月現在)各種聯合會並に實業團體數は八十八であり、之が詳細は別に發刊する「東京市産業關係團體便覽」を参照せられ度い。

第四節 重要物產同業組合・產業組合

重要物產同業組合 同業組合は商工會議所と同様産業助長の機關であるが、其の範圍は商工會議所の一般的機關と異なり、農工商等の同業者又は之れと密接の關係を有する營業を爲す者のみを以つて組織せられ、組合員協同して之が營業上の弊害を矯正し、其の利益を増進する以て目的とするものである。現在の重要な同業組合は明治三十三年三月法律第三十五號を以つて公布された重要物產同業組合法に基き組織されたもので其の後大正五年に一部の改正を見た。此の外明治十七年十一月農商務省達第三十七號同業組合準則に依つて設立された所謂準則組合がある。前者は組合法第一條に基き重要物產の生産、製造又は販賣に關する營業を爲す者を以て組織せられ、隨て組合に加入し得る者は重要物產に關する營業者でなければならぬ。後者は單に農工商の業に從事する者の組合で重要物產と言ふ如き制限はなく、加入及び脱退は自由であつて、又同業組合なる名稱を用ひない。

重要物產同業組合法は其の發布以來茲に三十年の歲月を経し、國運の隆盛と産業の進歩に伴ひ農工商等の全國の該組合數は昭和五年末に於て一千五百八十有餘を數ふるに至つたが、尙能く其の機能を發揮し、組合設立の實を擧ぐるには今後

の改善發達に俟つものが多々。

本市に於ける重要物產同業組合數は昭和七年一月現在では九十一、同準則組合數は二百四十三、同業組合員總數七萬餘人に達する。

之を新舊兩市域に分けて見れば、新市域は僅かに四組合の少數に過ぎず、大部分は舊市域が占めてゐる。準則組合は二百四十三中、舊市域二百十一、新市域は三十二で之れ亦舊市域が大部分を占めて居る。

重要物產同業組合並準則組合數

(昭和七年一月現在)

業種別	同業組合		業種別	同業組合	
	準則組合	準則組合		業種別	準則組合
鳥食 鮮青穀 果類 花卉 盆栽 粉類 魚介 益蟲 栽培 類類類類類類	六三	七四	四五	五二	一三一
獸料 肉品 乳類 其他類類類類	二七	八七	一六	七八	九一
酒 味噌 子 牛 醬油 其他類類類類	二〇	二二	六	九一	一六
建築 燃 料 建築 立 料 仲旅館 周理 旋 飲食業 業類	一六五	九一	一	二	五九
被 醫療 理化學 機械類 類類類類	一四三	三三	一四二	一六	一六
紙 文具 器具 藥品 染料 顏料 運動 類類類類類類	一九	七七	九五	一六	一六
計	二一七	一九七	七九	五	一六

産業組合 は同業組合と其の性質を異にし、同業者のみの事業上の弊害矯正、利益増進を目的とするものではなく、中小農工商業者やその他一般庶民階級を組合員とし産業又は經濟上の發達を企圖する目的を以つて組織された組合で、産業乃至經濟上の自治、相互扶助の精神に基くものである。

我國の産業組合は重要物產同業組合法と同様、明治三十三年三月に法律第三十四號を以つて公布された産業組合法に基

くものであり、組織目的を異にするに従ひ信用組合、販賣組合、購買組合及び利用組合の四種に分れ、更に一組合にして以上の二種以上を併せ行ふ組合とがある。

信用組合は組合員に資金を貸付け且貯金を預ることを目的とするものであるが、市又は指定の市街地が其の組合の區域に屬する信用組合は組合員に對し手形の割引を爲し、又組合の區域内に居住する組合員以外の一般人の貯金を取扱ふことが出來る。之れ所謂市街地信用組合であつて、二種以上の兼營を行ふことを得ない。

販賣組合は組合員の生産物に加工して又は加工せずに販賣することを目的とし、購買組合は組合員の事業上乃至經濟上の必要品を購入して、之に加工し若くは加工せずして販賣し、或は必要品を生産して組合員に賣却するもので、勞働者、俸給生活者等の消費者を主とし、日用品の配給を其の主要事業とするものは所謂消費組合である。

又利用組合は組合員をして産業上又は經濟上必要な各種の設備を利用せしむることを目的とするもので、機械、器具、動力、工場等の生産設備から住宅、浴場等の消費設備をも包含するものである。

資本の支配的勢力をして益々强大ならしめた。斯くて中産以下の庶民の經濟的地位が刻々不安に脅かされつある現下の情勢に鑑み、庶民經濟の施設經營は最も緊要とするものであるが、產業組合の設立は年を遂ふて増加し、明治三十三年末於ける全國の組合數は董て二十一組合であつたものが今や一萬四千有餘を算するに至つた。

大東京に於ける産業組合は昭和五年度末の組合數によれば百九十三組合中、舊市域一〇一、新市域九十一である。其の組合員は九萬六千六百五十六を算し、出資總額二千百三十六萬一千二百五十五圓、拂込額一千三百五十萬五千二百四十一圓にて上つて居る。

今舊市域及び新市域に於ける組合數を示せば概要次表の如くである。

產業組合數
(昭和五年)

小牛四赤麻	芝京日神麴	區
石	本	
込谷坂布	橋	田町
川	橋	
區	區	名
四三八三一	七二七六一九	組產 合數業
花日品	舊深本淺下本	區
原黑川	市域	川所草谷鄉
區	計	區
二二六	一〇	四九八三七
荒瀧豊杉中	淀澁世蒲大	區
野	田	
川	島並野	橋谷
川		田森
谷		
區	區	名
四二六六	七五五九七	組產 合數業
總	新江葛	城向足板王
市戶		
域	飾	東島立橋子
川		
計	計	區
計	區	區
一九二	九一七七	五四一四二
		組產 合數業

産業組合種別調 (昭和五年)

			種
新 舊	市 市	域 域	別
計			
			信用
七八	三五	四三	販賣
		一	購買
	二五	一三	利用
		一二	販購
		三一	販利
		二	購利
	四三	一	販購利
		一	信販
	一	一	信購
	二五	一六	信利
		九	信販購
	二〇	四六	信販利
		一	信購利
	一	一	購信販
	二七	九八	
		一	
	五四	一	
		一	
一九二	九一	一〇一	計

更に之を組織別にすれば次表に示す如くである。

産業組合の經營狀況（一）

（昭和五年末）

種別	調査組合數	組合員數	出資總額	拂込済額	積準備金其の他	
					立金	借入金
舊市域	九三	六四、四八九	一四、六二九、八九七	八、三六九、四一	一、五四一、〇一八	三一、五〇六、九四〇
新市域	七六	三二、一六七	六、七三一、三五八	五、一三五、八三〇	一、六〇五、〇三三	四、八六七、八九五
計	一六九	九六、六五六	二一、三六一、二五五	一三、五〇五、二四一	三、一四六、〇五一	三六、三七四、八三五

同 (二)

種別	貸付金	貯金	販賣高	賣却高	利用料	利益金	損出金	剩餘金	積準備金其の他	
									立金	借入金
舊市域	三、一〇八、三八七	七、一九六、三一〇	一七三、七一	二、八二一、〇七一	二五五、〇九	四、〇七一、四一	三、七〇〇、二三六	二七、三三二	一、五四一、〇一八	三一、五〇六、九四〇
新市域	六、八七四、三七七	一六、八九三、六一五	一四三、〇五二	八九七、九一	四〇、四九六	二、三七一、三八	一、七三一、九三三	五三九、四〇九	一、六〇五、〇三三	四、八六七、八九五
計	三、一〇九、三八五	三六、八三	三、七〇八、二三三	三三五、五五	六、三三八、八〇六	五、五二二、〇九九	三、一四六、〇五一	三六、三七四、八三五	三、一四六、〇五一	三六、三七四、八三五

第五節 東京市水產會・市農會

東京市水產會は水產會法に基き、大正十四年五月設立されたもので、言ふ迄もなく本市水產業の改良發達を目的とするものである。

昨秋東京市地域擴張に依り東京市水產會は隣接舊荏原郡水產會及び舊南葛飾郡水產會を合併し、其の結果三千八百余名の會員は一躍八千三百余名となり、其の生産額も巨額の増加を示し本市產業に重要な地位を占むるに至つた。隨て東京市水產會も其の事業遂行の圓滑を期する爲め、荏原、南葛飾方面に二箇所の支部を設置して技術員を置き水產に關する一般の相談に應するの外、種々なる調査研究を爲し斯道の發達に資してゐる。今合併後に於ける主なる事業を列記すれば、

全國淺草海苔品評會、同即賣會、魚食普及宣傳、海苔乾燥の諸試驗等にして、既往に於ける主なる事業としては、諸水產試驗並に調查、講習會講話會、水產物即賣會、魚食宣傳、講演會、品評會、紛爭調停その他である。

尙本市に於ては水產會設立以來年々補助金を交付して其の發達の爲め銳意助長に資してゐる。

因に東京市水產會の（一）事務所は東京市產業部勸業課内に、（二）支部は東京市大森區大森區役所内、（三）創立年月大正十四年五月であり、（四）會長は男爵村上隆吉、（五）會員數は現在生産業者六、五九二人である。

東京市農會は昭和七年十月一日東京市域擴張の際、舊荏原、豊多摩、北豊島、葛飾、南足立の五郡農會並に五十四町村農會を解體して新たに創立されたもので、本市内には尙農耕地が新市域二十區に一萬七千七百余町歩の耕地と約一萬八千余戸の農家と十万余人の農業者が居る。

東京市農會は本部を市役所内に置き出張所を大森、駒澤、杉並、練馬（大泉に派出所を置く）、足立、葛飾、江戸川の七個所に設置し大正七年十月一日より事務を開始した。農會法に依る農會員は現在約三萬八千人である。

市農會の事業としては、農會法に據り（一）農業の指導獎勵に關する施設、（二）農業に從事する者の福利增進に關する施設、（三）農業に關する研究及び調査、（四）農業に關する紛議の調停又は仲裁、（五）其の他農業の改良發達を圖るに必要な事業を行ふ事に定められ、營利を目的とする事業は是を禁ぜられて居る。東京市の農業は他の都市に比較し其の經營集約度最も高く且つ經營の形態亦頗る多岐であること全國に其の比なく、都市農業の改良發達は實に產業上の見地のみでなく、市民の保健衛生上からも向後充分の關心を拂つて行かねばならぬ仕事である。市農會の事業施設も目下秩序正しく普遍的に進行しつつある。

今昭和八年度新規事業としては（一）市民農園の開設、（二）新嘗祭獻穀、（三）農家中堅青年の教養、（四）生產品の販賣統制等である。舊來の事業擴充としては（一）品評會、共進會の増設擴大、（二）都市的殘滓物又は農地の利用の各改良並に實施試驗の擴張（三）各種農業團體に對する補助、（四）販賣統制方法の指導改善等であり、目下三十有余名の技術者各農耕地を巡回して適切なる指導と斡旋に怠るなきを庶幾してゐる。

第六節 商業組合

商業組合法に依る商業組合は、中小商業者の自力更生を合法的に助成せんが爲め昭和七年十月一日より施行された新法である。

即ち中小商業者の窮迫は一般財界不況の影響に因るは勿論であるが、中小商業者自體の經營上にも幾多の缺點があり、又同業者過多の爲め統制なく無謀の競争を爲して業務の安定を失ひ、常に金融困難に直面してゐる。政府は從來之に對し低利資金の融通其の他を其の対策としたが、今回は之を一層合理化し徹底せしむる爲め新に中小商業者に適切な組合制度を立て、各種の經濟的共同施設を可能ならしめ、其の組合の鞏固なる統制の下に相互の規律協調を維持せしめ、斯くて之を金融疏通の機關たらしめんとするのである。此の政策は經濟不況激化の中に喘ぐ本市中小商業者の歓迎する所となり、施行以來未だ半歳を出さるに組合設立の申請相次ぐ状態である。

商業組合法施行以來本市内に於て最初に、即ち昭和七年十二月二十八日付を以て認可されたる商業組合に深川區冬木町二七に本據を有する木場運送商業組合がある。而して目下設立認可申請中の組合は五十六組合に及んでゐる。

今一般商業者諸君の参考に供する爲め、商業組合創立に關し必要な手引事項の概略を示すと次の如くである。

一、商業組合は商業の組合であつて、商業の改良發達を圖る爲め共同の施設を爲す事を目的とする。

二、商業者の種類は一種を原則とするが除外例として二種以上の商業者で設立することも出来る。(地區組合等)

三、商業組合は法人である。

四、商業組合は定款に定むるのであるが餘り廣汎に過ぐるは組合の經營上却て不利不便であるから東京市では大體一區以内を標準とする。

五、商業組合を作るには地區内の組合員たる資格ある者の過半數の同意が必要故組合の幹部となるべき者が協議の上で幾人か發超人となり左の事項を記載した書面を以て組合員たる資格を有する者に對して設立の同意を求むるのである。(出資の

(甲號書式参照)

イ、地 区

ロ、組合員たる資格

ハ、出資一口の金額及び其の拂込の方法

ニ、商業組合法第十九條の組合に在りては保證金額を定むる方法

(組合員の全員が其の出資額の外一定の金額を限度として責任を負擔する保證組合制度とする場合)

ホ、經費の一部を組合員に分賦せんとする場合に在りては其の分賦收入方法

(經費の一部を組合員に分賦する組合とする場合)

ト、其他總會に附議するを適當と認めたる事項

十一、組合員の議決権は各一個を原則とするが定款に定むれば一人に付議決權總數の十分の三を超へない範圍内で組合員の出資口數に應じ二個以上とすることも出来る。

十二、創立總會が終了すれば發起人は直ちに法定の設立同意ありたることを證する書面、定決、創立總會の決議録の謄本及び左の事項を記載したる書面を添付して設立認可申請書を商工大臣宛に作成し(正副二通)之を府知事に提出するのである

(丙號書式)

イ、事業計畫

ロ、組合の負擔に歸すべき創立費及び其の償却方法

ハ、引受ありたる出資の總口數

ニ、理事及び監事の氏名住所

ホ、保證責任制度の組合では保證金額の總額

ヘ、經費の一部を組合員に分賦する組合では其の經費の初年度の收支豫算及び分賦收入方法

十三、組合が設立認可の指令を受けたときは遲滞なく各組合員をして出資の第一回拂込を爲しめねばならぬ。

十四、出資の第一回拂込が全部終了すれば其の翌日から起算して二週間以内に登記所に設立の登記を申請せねばならぬ。

(登記事項其他は商業組合法第十六條及び第三十三條乃至第三十六條に定めてある。)

十五、其の他の關係事項

イ、定款に規定すべき事項は組合法第十五條に定めてある。

ホ、役員選舉(理事、監事其他定款で定めた役員)

ヘ、役員の受くべき給與額

ロ、商業組合は商工大臣と府知事が監督する。

ハ、商業組合法に依つて適法に認可せられた組合以外勝手に

商業組合の名稱を用ひてはならぬ。

ニ、組合員は出資一口以上を持たなければならぬ。

ホ、商業組合は強制加入の組合ではありません。又組合に加入せんとする者に對しては正當の理由なくして加入に困難な條件を附し又は加入を拒むことは出來ない。併し詳細の事は監督官廳である東京府商工課と打合せるを便宜と思料する。

尙設立の計畫は一應前以て設立者の方から直接商工課に相談すれば相互に便利と思ふ。

(甲號書式)

何々商業組合設立に關し同意を求むるの件

今般私共儀發起となり左記要項に依り何々商業組合設立致度候に付御同意相成度商業組合法施行規則第一條に依り此段同意を

求め候也

昭和 年 月 日

何々商業組合設立發起人

東京市 区 町 番地

(全名の發起人を)
(連名とすること)

同 同

何 某

某

何 殿

某殿

何 殿

某殿

東京府知事

附 記

一、地區内に於て組合員たる資格を有する者の員數
二、地區内に於ける當該商業の最近三個年間に於ける毎年の取扱數量價額並に商況

何々々

(丙號書式)

商業組合設立認可申請書(正副二通提出のこと)

私共儀豫て何々商業組合の設立を發起し昭和 年 月 日

商業組合法施行規則第一條に依り組合員たる資格を有する者に對し設立の同意相求め候處別紙調書の通過半數の同意有之候付昭和 年 月 日創立總會を終了し法定の手續を了し候組合設立の儀御認可相成度一件書類添付此段及申請候也

昭和 年 月 日

何々商業組合設立發起人

何某外何名總代

東京市 区 町 番地

何 殿

某殿

商工大臣

添付書類

一、法定の同意ありたることを證する書面

二、同上業者數に對する行政廳の證明書

三、定款

四、創立總會の決議錄の謄本

五、事業計畫書

六、組合の負擔に歸すべき創立費及び其の償却方法書

七、引受ありたる出資の總口數調

八、理事及び監事の氏名及び住所

九、初年度の經費收支豫算及び分賦收入方法書

備考

事業計畫書には主要事業の種類施設及び施行方法の概要並に之に要する費用其の財源及び收支の概算を記載すること。

設立後直に施行せざる事業に付ては計畫の概要及び實施の豫定年度を附記すること。

記

一、地區

二、組合員たる資格 地區内に於て 業を營む者

三、出資一口の金額及び其の拂込の方法

出資一口の金額を圓とし第一回拂込金額は圓とし爾後は剩餘金より拂込に充つるもの、外毎月金圓宛拂込むものとす

四、經費の一部を組合員に分賦すべき方法

毎月金

圓を徵收す

五、事業計畫概要

(一) 何々

(二) 何々

右設立に同意候也

(乙號書式)

商業組合設立發起に關する届

(正副二通提出のこと)

私共儀商業組合法に依る組合設立に關し豫定地區内に於ける組合員たる資格を有する者に對し別紙寫の通り設立同意を要求候に付商業組合法施行規則第一條第三項に依り此段及御届候也

昭和 年 月 日

昭和 年 月 日

第七節 會社

一九六

現代の經濟社會に於て活潑な活動を企業界に示すものに會社組織がある。本市の會社企業は昭和六年未現在に於ては七千四百九十五社で其の資本金總額七十三億四百五萬圓（拂込又出資額五十三億六千七十九萬五十圓）に達し、一社平均資本金は九十七萬四千五百二十三圓にして、其の諸積立金總額は十三億一千四百四十七萬圓に及んでゐる。

最近一個年の損益に就きては、先づ利益額四億一千四百三十五萬圓に對し缺損額は三億四千四百六十五萬五千圓で、其の損益差額は六千九百六十九萬五千圓である。即ち昭和六年末に於いて本市の會社（總數）では缺損額よりも利益額が遙に多く、其の差額は約七千萬圓の巨額であり、之を資本金階級別に觀るならば左の如くである。

資本金階級別會社業績

125

(備考) 株式會社並に相互會社を含む。但し相互會社は總數欄にのみ包含す。
(一) は差損を示す。

擧げてゐる。此の外に積立金に就きて見るも、社數の極めて多い小會社に於ては僅に六十六萬九千圓、中會社は一千六百九十三萬一千圓に過ぎぬが、大會社に於ては總額十二億五千五百十六萬六千圓の多額に達してゐる。即ち以上の諸事實は資本金額が大なれば大なる程収益率が大なる事を如實に物語つてゐる。結局資本金百萬圓以上の大會社が獨り利益額を挙げてゐるに過ぎずして、其れ以下のものが總て缺損を示してゐる。唯注意すべきは獨り資本金一千萬圓以上五千萬圓未満のもの而已が、多額の缺損を示してゐると謂ふ事である。是に就きては種々な理由も有ると察せられるが、先づ如何な産業種別のものが缺損を爲してゐるかを觀れば次表に見る如くである。

產業種別會社損益差額調

（昭和六年度未）

一千萬圓以上五千萬圓

即ち、千萬圓以上五千萬圓未満の會社の損益差額の總數は、一億一千六百五十四萬二千圓の缺損である。之を產業種別に觀るに商業に屬するもの一億二千五百萬圓、礦業に屬するもの二千五百萬圓余の巨額な缺損額を示してゐる。又五百萬圓以上一千萬圓未満の階級に就きて見ると、總數に於て二百七十余萬圓の利益を示してはゐるが、其の中礦業の六百五十萬圓と運輸業の百四十九萬圓とが缺損を示してゐる。

第八章 東京市の産業施設

第一節 勸業事務

第一項 一般産業の助成

本市の産業部は謂ふ迄もなく一般産業の勧奨助長、産業金融等の固有事務の外、尙國府県の多種多任事務を掌理する。

(A) 博覽會、共進會、品評會、見本市等に關する事項

に對して優良生産品の出品を勧

會名	主催	開催地	市補助金
期	會	地	
至三月九日	東京商品見本市	東京市	
至三月二十日	東京商工獎勵館立 第四回發明博覽會	東京市	
自四月三日	帝國發明協會	東京市	
自四月十一日	名古屋勸業協會	名古屋市	
自五月十一日	岡山商工協會	岡山市	
自五月十一日	岡山觀光博覽會	岡山市	
至五月十一日	昭和產業博覽會	福島縣平野市	

第二回象牙展覽會	第三回滿洲見本市	東京織物見本市	東京商品見本市	第七回商工省輸出品包裝展覽會	菊東花京市大農會	同東京花東京市農會																		
産業と觀光の大博覽會	第三回滿洲見本市	東京織物見本市	東京商品見本市	第七回商工省輸出品包裝展覽會	菊東花京市大農會	同東京花東京市農會																		
博塙市制記念産業覽會	第三回滿洲見本市	東京織物見本市	東京商品見本市	第七回商工省輸出品包裝展覽會	菊東花京市大農會	同東京花東京市農會																		
飯塙市制記念産業覽會	第三回滿洲見本市	東京織物見本市	東京商品見本市	第七回商工省輸出品包裝展覽會	菊東花京市大農會	同東京花東京市農會																		
金澤市	至四月十二日	至四月十一日	至五月二十日	至五月十一日	至五月十二日	至五月十一日	至五月十二日	至五月十一日	至五月十二日	至五月十一日	至五月十二日	至五月十一日	至五月十二日	至五月十一日	至五月十二日	至五月十一日	至五月十二日	至五月十一日	至五月十二日	至五月十一日	至五月十二日	至五月十一日	至五月十二日	至五月十一日

尙右の外昭和八年に入り開催される博覽會中本市が後援すべき豫定ものは次の通りある。

即全國淺草海苔品評會	自二月二十七日	自三月十七日	自三月三十一日	自四月三十一日	自五月十五日	自五月二十五日	自八月三十一日	自九月三十一日	自十月二十日	自九月二十一日	自十月二十一日	自九月二十二日	自十月二十一日											
祖國日向產業博覽會	東京府水產會	東京市水產會	東京市水產會	東京市水產會	宮崎商會	宮崎商會	奈良市	奈良市	奈良市	奈良市	奈良市	奈良市	奈良市	奈良市	奈良市	奈良市	奈良市	奈良市	奈良市	奈良市	奈良市	奈良市	奈良市	奈良市
萬國婦人小供博覽會	大日本聯合婦人會議所	大日本聯合婦人會議所	大日本聯合婦人會議所	大日本聯合婦人會議所	大日本聯合婦人會議所	大日本聯合婦人會議所	大連市	大連市	大連市	大連市	大連市	大連市	大連市	大連市	大連市	大連市	大連市	大連市	大連市	大連市	大連市	大連市	大連市	大連市
觀光產業博覽會	名古屋勸業協會	名古屋勸業協會	名古屋勸業協會	名古屋勸業協會	名古屋勸業協會	名古屋勸業協會	名古屋市	名古屋市	名古屋市	名古屋市	名古屋市	名古屋市	名古屋市	名古屋市	名古屋市	名古屋市	名古屋市	名古屋市	名古屋市	名古屋市	名古屋市	名古屋市	名古屋市	名古屋市
全國國產品共進會	滿洲大博覽會	滿洲大博覽會	滿洲大博覽會	滿洲大博覽會	滿洲大博覽會	滿洲大博覽會	滿洲大博覽會	滿洲大博覽會	滿洲大博覽會	滿洲大博覽會	滿洲大博覽會	滿洲大博覽會	滿洲大博覽會	滿洲大博覽會	滿洲大博覽會	滿洲大博覽會	滿洲大博覽會	滿洲大博覽會	滿洲大博覽會	滿洲大博覽會	滿洲大博覽會	滿洲大博覽會	滿洲大博覽會	

(B) 産業相談に關する事項

又産業部は啻に本市商工業者のみに止まらず、地方より來る各種商品に就ての取扱商店、製造所若は其の取引状況、或は特定商工業者の信用状態等に關する各般の質疑照會に對しては迅速に之が應答を爲し、或は市町村長等の紹介に依るもの再紹介又は工場、商店等の參觀希望等萬般の商工相談に對しては部の現機能の許す限り之が紹介斡旋の勞を執てゐる。

今昭和六年十二月一日より昭和七年十月末迄に取扱つた是等の件數は、千百六十一件に達し其の内譯は左の通りである。
 「一」商工業に關する紹介 一、〇七三件、内譯、(一)飲食料品類、一三〇件、(二)被服織物類、八〇件、(三)機械器具金物類、一九〇件、(四)家具類、一三件、(五)玩具並文具類、八〇件、(六)貴金属類、五二件、(七)菓物雜貨類、八五件、(九)小間物洋品雜貨類、六一件、(九)菓業類、三五件、(一〇)其の他會社所在地、金融相談、商店經營等、三四七件

以上は市主催以外の博覽會、共進會、品評會であるが、別に本市は昭和十五年(皇紀二千六百年)を期して、日本萬國博覽會を東京中心で開設すべく京濱實業諸團體と協議を進め、開設者、援助方法、開設の時期、經營方法等に付具體案を得べく折角努力を拂ひつたある。

〔二〕農・水産業に關する紹介 (一) 農產品類、二五件、(二) 水產品類、一一件、計三十六件

〔三〕信用調査 五一一件

而して此の件數を往年の夫れと比較するときは、逐年激増の傾向を示し、是等の相談事務が時節的質的にも亦重要な事が次第に一般に認識されて來た様である。隨て本市は此の趨勢に應ぜんが爲め、相談施設の擴充を計ると共に進むで本市産業界の堅實なる發展に資益せんが爲め、新に此の制度を擴充して「産業相談所」を設置する計畫を立て目下其の議を部内に於て進めてゐる。若し其の議が熱するならば、既存の商工相談事務は「産業相談所」なる新社の下に(一)取引紹介に關する事項、(二)商事經營に關する事項、(三)農事經營に關する事項、(四)水產業經營に關する事項、(五)畜產業經營に關する事項、(六)產業金融に關する事項、(七)度量衡器計量に關する事項、(八)産業法規及び手續等に關する事項、(九)其の他産業に關する事項等が其の主たるものであり、是等を以て激増する一般の需要に應する豫定である。

(C) 市水產會・市農會其の他産業公共機關の助成に關する事項

市水產會は水產會法に依り大正十四年五月に設立されたものであるが、現在其の事務所は産業部内に置き、且本市は同會設立以來年々補助金を交附して之が發達を庶幾してゐる。乃ち昭和七年度に本市は一般補助金二千五百圓、市郡水產會合併補助金一千圓、合計三千五百圓を交附した。

東京市農會は昭和七年十月一日の市域擴張に依り創立されたこと既述の通りであるが、本市は都市農業改良發達を庶幾する上から、昭和七年度に同會の創立助成費として三千圓、一般補助費として一万三千圓を交附し、更に昭和八年度に於て三萬二千圓を交附し積極的に事業の進展を圖らしむる豫定である。

右の外産業組合中央會東京支會其の他公私諸産業諸團體に對し、補助金の給附、其の他の方法に依り特定の事業を行はしめ産業の開發と其の團體の發達と連絡に付て援助しつつあることは周知の如くである。

(D) 東京滿蒙輸出組合

日滿兩國貿易の振興を庶幾する爲め、本市は曩に滿洲國産業視察團を募集し、部員附添の上同國內産業情勢を調查檢討せしめ、更に亦東京商品の滿蒙進出を圓滑且容易ならしむ方策として、昭和七年三月創立助成費を給して、新に「東京滿蒙

輸出組合」を組織せしめ同組合は三月二十九日商工大臣の認可を受け完全に設立した。仍て本市は本組合を適當に指導し本市の對滿貿易振興に付ては同組合を中心には諸般の計策を進むべく豫定してゐる。而して同組合は創立早々の事なるも先づ滿蒙方面適當の個所に駐在所の設置、見本市の開設並に參加、滿洲大博覽會に對する出品、懇談會講話會の開催、其の他輸出商品の斡旋、商品の保管、其の他共同施設、新販路の開拓、組合員の金融等に付逐次事業に著手すべく具體業を練りつつある。

第二項 産業資金の融通

(A) 木造店舗建築等の助成金

大正十三年九月の大震災に因つて焼失した市内の建築物は、其の概數十七萬五千餘棟に達し、之が復興に就ては耐震耐火構造に屬するものは、復興建築助成株式會社に於て之が助成の任に當ることに爲つてゐるが、最も多數を占めてゐた木造店舗並に店舗向住宅に對しては當時之に對する施設及ばず、帝都復興上頗る遺憾に堪えなかつたのである。乍併復興建築助成株式會社の創立完成後木造建築復興助成の議興り、種々當局と其の議を練り、大正十五年四月木造建築資金貸付條例を設定し創立助成費を支出して牛込、四谷、麻布の三區を除く他の十二區に各一個の建築復興信用組合を設立せしめ、本市は其の組合に建築資金を貸付し以て店舗並に店舗向住宅の復興建築を助成することと爲り今日に至つた。「註」各區建築復興信用組合は、昭和五年三月十五日府知事の認可を得て其の名稱を(何)區商工信用組合と改稱した。

然して此の資金に依る建築助成見込棟數は既に復興した五千百二十二棟を除き、現に借入申込を受けてゐるもの四百余棟であり、今後も尙資金のある限り貸付を爲す筈である。
資金融通の方法は、(一)本市が組合に貸付する資金は政府よりの借入金で總額は壹千四百七拾九萬八千圓で、其の中七拾九萬八千圓は昭和七年度に出た元利支拂資金である。利率は最初年六分五厘であつたが、昭和五年十二月一日より借入資源が復興貯蓄債券の賣上收入金に依るものは年五分六厘に、又預金部普通資金に依るものは年四分八厘に低減されたので、其の平均率は年五分二厘となり更に昭和七年十二月一日より一率に年六厘の利下あり。復興貯蓄債券賣上收入金を資源とするものは年五分、預金部普通資金を資源とするものは年四分二厘と爲つた。又本資金は二個年以内の据置を認め爾

後十五個年間に半年賦元利均等償還(元利支拂資金は五個年以内の据置爾後十五個年の半年賦元利均等償還)の方法に依り、政府に返済するものである。而して本資金を市は無難にて之を半年賦元利均等償還の方法を以て組合に貸付し、組合は更に組合員に對し原利率に對し一分五厘の利鞘を加へたる利率にて十個年以内の元利均等半年賦又は月賦償還の方法により貸付を爲してゐる。

次に組合の現況を示すと、昭和七年十一月末現在では次の如くである。

(一) 組合數	一五組合(建築資金の取扱を爲さず)
(二) 組合員數	八、〇一七人
(三) 出資口數	七四、三二四口
(四) 出資額	三、七一六、二〇〇圓
(五) 借入申込件數	五、五七一件
(六) 借入申込金額	一五、五一二、二六三圓四二錢
(七) 貸付済件數	五、一二二件
(八) 貸付済金額	一四、一〇二、二七六圓

(B) 中小商工業者産業資金の融通

大正九年財界の混亂同十二年の大震火災、昭和二年四月の金融恐慌等打續く財界の打撃に因り中小商工業者の疲弊困憊は其の極に達し、殊に金融の圓滑を缺きたる點尠からざりし爲め營業益々不振に陥り、之が匡救を圖るは帝都産業振興上最も急務なるを認め、昭和三年十一月曩に設立した木造建築資金貸付條例を改正し、各區建築復興信用組合をして産業資金の貸付業務をも取扱はしむる事とした。其の際各區の建築復興信用組合は一齊に其の名稱を(何)區商工信用組合と改稱し更に麻布、四谷、牛込の三區に對しては、新に商工信用組合を設立せしめ、本市は是等十五區の商工信用組合が産業組合中央金庫より資金の借入を爲す場合之が元利金支拂の保證を與へ、以て中小商工業者に對する金融の途を開いてゐる。

而して中小商工業者産業資金の融通見込、員數は本市の借入保證に依つて融通し得べき金額は總額八百萬圓であつて、之

を以て七千人内外の營業者に融通し得る見込であるが、回収資金の再度運用に依つて尙相當員數の營業者に對して金融を爲し得る見込である。

資金融通の方法は、組合が産業組合中央金庫よりの借入金に對する本市保證最高限度は八百萬圓であつて、組合は證書又は約束手形に依り、利率年四分四厘乃至六分八厘元金均等三個年又は五個年々賦償還の方法に由り借入れ、組合は更に組合員に對し利率年六分五厘乃至九分、期限三個年以内(特別の場合は五個年)の定期、年賦、半年賦、或は月賦償還の方法に依り之が融通を行つてゐる。現在本市の借入承認済總額は六百三十六萬三千圓に及んでゐる。

次に組合の現況は昭和七年十二月末現在では次の状況に在る。

(一) 借入申込件數	七、八八三件
(二) 借入申込金額	一一、四六〇、五二八圓
(三) 貸付済件數	七、一二四件
(四) 貸付済金額	九、九五七、三〇八圓

(C) 臨時中小商工業者金融通損失補償制度

本市は亦中小商工業者金融逼迫の現状に鑑み且政府より特に通牒の次第もあつたので、昭和七年十一月一日市會の議決を経て、東京市臨時中小商工資金金融通損失補償規程を設定し、本市指定金融機關として本規程に基き貸付を爲したる爲め被りたる損失は對しては、本市は一定の限度即ち貸付金に對する一割八分の損失補償を爲す事とした。

此の新制度に依る東京府下の貸付豫定總額は今後三個年間千五百萬圓であつて、府市折半し各金七百五十萬圓宛其の運用に當つてゐる。貸付承認の金融機關並に其の貸付豫定額に附ても亦府市協定の上之が實施の衝に當る事と爲り、昭和八年二月末現在に於て本市は株式會社日本興業銀行に對し百五十萬圓、舊市域十五區商工信用組合に對し百二十六萬圓、全市四十九信用組合に對し、百九十萬五千五百圓、合計五百六十六萬五千五百圓を割當て、殘額は必要に應じ所要金融機關又は新規承認の金融機關又は工業組合、輸出組合若くは將來設立すべき商業組合等に貸出の見込を以て當分保留されてゐる。

本資金の貸出成績は、昭和八年三月末現在に於て本市の分は五百三十七件、三十六萬四千六百七十五圓余であるが、實施後日猶浅きと一人當貸付額が（一）有擔保の場合一口千五百圓以内（二）無擔保の場合一口五百圓以内と制限されてゐる關係等からして資金の消化全たしと言へない。乍併之には一面諸種の原因が隨伴してゐる。要は各金融機關の努力に依つて本資金の普遍化を圖ること肝要である。

今参考の爲め之が資金融通の要項を摘記せば次の如くである。

資金融通要項

一、貸付機關

資金の貸付を取扱ふ金融機關は市長の承認を得た左の銀行其の他であります。

（イ）株式會社日本興業銀行

（ロ）市内の信用組合

（ハ）工業組合、輸出組合、商業組合

（注意）信用組合等の組合員にあらざる者と雖も、此の際組合に加入して資金の貸付を受くることが出来る。

二、貸付資金の資源

預金部資金及び金融機關の自己資金。

三、借受人の資格

（イ）東京市内に引續き一年以上居住し現に商工業を營み今後も營業繼續の見込ある世帯主。

（ロ）東京市内に引續き一年以上商工業を營みつつある會社

四、貸付金額

（イ）有擔保の場合 一口 壱千五百圓以内

（ロ）無擔保の場合 一口 五百圓以内

五、資金の用途

（イ）原料、材料又は商品の買入、賃金の支拂に必要な資金（即金（即ち運轉資金））

（ロ）工場、機械、設備又は店舗の改善に必要な資金（即ち固定資金）

（ハ）前各號の一に該當する舊債の返済に必要な資金（即ち償還資金）

六、期限及償還方法

（イ）期限 五年以内（一年以内の据置期間を含む）

（ロ）償還方法 半年賦又は月賦の割賦償還但し償還期限二年以内の場合は定期償還の方法に依ることを得る。

七、利率

年八分以内

八、保證人

（イ）有擔保の場合 一名以上

（ロ）無擔保の場合 二名以上

九、取扱期間

此の制度は昭和七年十月一日より向ふ三年間である。

十、其の他の詳細の事項は、取扱金融機關に就き承合

貸付總額の一割八分を限つて、損失の補償を爲す事も、要是貸付を爲す金融機關に幾分の安心を與へて其の貸付方針の緩和を求むる手段に外ならないのである。隨て損失の補償は「市と金融機關」との約束であつて、「市と債務者」又は「金融機關と債務者」との約束でもないのであるから、本資金の利用者は、苟も「借りた金は必ず返す」と言ふ固き覺悟を以て、約束を嚴守し益々信用の向上に努むることが肝要である。世間では往々此の制度が社會政策的救貧施設であるが如く誤傳されてゐるやうであるが、此の制度は全く經濟政策上の施設であるから此の點誤解なく、以上の趣旨充分了承の上にて御都合よき銀行其の他へ直接御申込みあり度し。

（D）失業救濟農山漁村臨時對策低利資金

失業救濟農山漁村臨時對策低利資金は市域擴張に依り舊池上、馬込、松澤、石神井、大泉の五個町村より引繼を受けたもので、其の額十四萬二千三百七十圓である。前記町村は昭和六年東京府より一個年乃至四個年据置、五個年乃至十五個年の元利均等償還を以て借入れ、之を耕地整理組合、農會其の他の團體若は個人に貸付けたもので、其の目的は水害復舊、小用排水改良、農業共同施設、副業共同等の事業費に當てしめてゐたものである。而して利率は初め年四分二厘であったが、昭和七年十二月一日より三分六厘となつた。

第三項 産業調査

本市産業に關する諸調査は從來商工課産業掛に於て掌理してゐたが、昨年十月産業部の成立と同時に勸業課内に調査掛を新設し専ら産業に關する基本調査を新掛に於て掌理することと爲つた。

併して現に實査し若は調査に着手せんとする諸調査事項は凡そ次の如くである。

（イ）商業調査

本調査は商工省の委嘱に依り、本市が其の実施の衝に當り、新舊市域に亘り各戸に就き實證的に調査したもので、舊市に關する本調査の内容は本書第四章第五節物品販賣業に於て述べた通りであるが、目下同調査の完結を見、整理の完成した部分より逐次公表すべく印刷中である。

(ロ) 工業調査

商業調査の完了に引續き、更に商工省の委嘱に依り本市全般に亘る大規模な「工業調査」を實施することに決定し、目下其の準備を進めてゐる。

兩調査は我國稀に見る大規模な實證的調査で、本市は商工省の委嘱もあり、他の五大都市に率先して之が調査の實行を企圖したものである。

(ハ) 東京市に於ける中小商工業者の實情調査

本調査は昭和六年春より時々發表し來つたものを、上中下の三卷に分けて刊行し廣く關係官公邊の参考に供した。

(ニ) 滿蒙經濟調査

時局に鑑み市の對滿輸出關係業者の満蒙進出状態を調査し、對滿蒙取引の發展を資益すべく在滿商工名鑑と併せ目下上梓の準備中である。

(ホ) 大東京輸出玩具工業調査

本市に於ける重要生産物である玩具に付き之が生産並に輸出に關し詳細な調査を行ひ、之を發表して斯業の重要性を廣く紹介した。

(ヘ) 問屋制工業調査

問屋制工業中籐、織布、染色、足袋、帽子、襯衣等十三種を擇び、其の生産工程、生産組織等に就き調査を行ひ第一輯を發行した。

(ト) 貨物集散狀況調査

本市に集散する貨物の數量を各方面から調査したもので、毎年之を發表してゐること周知の如くである。

(チ) 露店調査

市内の露店を詳細に調査し、之が社會的、經濟的意義を闡明にしたもので既に諸方面の参考に供した。

以上の外重要工業調査、商店街調査等が目下進められ當昭和八年度に於ては、前記の(イ)工業調査を始め、(ロ)本市商圈の擴充に關する基本調査、(ハ)都市に於ける產業繁榮施設に關する比較調査、(ニ)原料品の取得系統に關する調査、(ホ)產業上より觀たる商業其の他產業の移動性並に營業の存續性に關する調査、(ヘ)中小經營を偏壓する制度及び機構に關する調査、(ト)產業に於ける協同及び統制に關する調査、(チ)貨物集散狀況調査、(リ)工場要覽、(ヌ)產業總覽及び商業調查の結果等を逐次發行し、市產業の諸事情を十分に闡明し施政上の參考に供すべき豫定を以て邁進しつつある。

第四項 度量衡器並計量取締

市の行ふ權度行政は主として市内に於ける度量衡器、計量器の營業者及び使用者の取締を行ひ、且メートル法普及並に計量思想の向上を計ることであつて、舊市域に對する度量衡器並に計量器の取締は大正十二年以來、東京府知事の行ふ第一種取締が省略せられたので、本市は使用者の實狀に適應する様、即ち甲種、乙種に分ち巡回検査の方法を施行して、良好の成績を擧げてゐる。尙新市域に對しては、豫算の關係等からして未だ舊市域同様の方法を行ふに至つてゐない。乍併漸次同一の方法に依り速かに第一種取締の省略を受ける様努力を拂ひつつある。

甲種取締

度量衡器並に計量器の甲種取締は東京府知事の行ふ第一種取締に代ふべき性質のものである。乃ち完備せる検査用具を検査車に積載して、検査員自ら使用者の現場に臨み、度量衡器及び計量器を検査し、同時に計量上及び器物使用上に關し、懇切な指導的取締を行ひ、違反を未然に防止する方法であり、其の成績は次の如き状態である。

甲種取締成績（昭和六年十二月より同七年十一月に至る芝、本所、麹町、日本橋、麻布、小石川、深川、赤坂、神田の九區）

度量衡器種別	取締戸數	正器	不正器
度量衡器	一七九、九四七	一七三、三五一	六、五九六
計量器	五一三	四七三	四〇

乙種取締

乙種取締は甲種取締を行はざる使用者に對し、攜帶用検査用具に依り、使用器物の正否を巡回検査するもので、尙甲種取締に於ける如く計量上及び器物使用上の指導を行ひ、他に度量衡器及び計量器の製作者並に販賣者の取締を行ひ、以て正器の普及に努むるもので其の成績は次の如くである。

乙種取締成績（昭和六年十二月より昭和七年十一月に至る京橋、下谷、淺草、四谷の四區）

種別	取締戸數		取締器物數	正器	不正器
	度量衡器	計量器			
計	一四、〇四八	一一七、三五二	一一五、九一二	一、四四〇	二
販賣者取締成績（昭和七年）					
取締戸數	一、七二六	七二三、六三一	七二一、九七八	二六〇	三九三
取締商品數					
正	二四七、八二七	四七四、八〇四	二四七、五六七	二六〇	三九三
不正	四七四、四一一	六五三	四七四、四一一	二六〇	三九三

此の取締は、甲種及び乙種の兩取締を行ふ際に併せ施行してゐるが更に其の徹底を期するため、機宜に應じて全市一齊に計量取締を行ひ、不正計量の弊を矯正し、且計量思想の向上に努めてゐる。其の成績概要是次の如くである。

商品計量取締成績（昭和七年）

度量衡器	計量器	正器	不正器
一、七二六	七二三、六三一	七二一、九七八	二六〇
			三九三
			二六〇

商品計量取締

此の取締は、甲種及び乙種の兩取締を行ふ際に併せ施行してゐるが更に其の徹底を期するため、機宜に應じて全市一齊に計量取締を行ひ、不正計量の弊を矯正し、且計量思想の向上に努めてゐる。其の成績概要是次の如くである。

商品計量取締成績（昭和七年）

度量衡器	計量器	正器	不正器
一、七二六	七二三、六三一	七二一、九七八	二六〇
			三九三
			二六〇

體溫計検査

體溫計は自然に示度の差狂を生ずる場合があるので、之を認識せずして使用し、保健上意外の大事を惹起することがある。一般家庭に所有する體溫計に就ても時々検査する必要があるので、本市は常に之が依頼に應じ「無料検査」を行つてゐる。

瓦斯メートル検査

瓦斯メートルは、検定後五個年の有効期間を與へて、之が検査を行はざる規定であるが、使用中差狂の疑あるものに對しては、需要者の申出に依り何時にも之が出張検査を行ひ以て市民の福利を圖つてゐる。

以上度量衡器並に計量に關する取締行政の外尙左の如きものがある。**メートル法普及宣傳**

メートル法の實行普及は、度量衡行政上最も緊要事であるが、而も其の大部分の強制期が、昭和九年七月に迫つてゐる關係上、之が普及に關しては特に力を注ぎ、左の如き方法を施用して徹底を庶幾してゐる。

(一) メートル法家庭文化展覽會の開催。**(二) メートル法に關する諸印刷物の配布。****(三) メートル法普及宣傳並に活動寫眞會の開催。****(四) メートル法實行促進の爲め市内各區實業家或は官公吏員等を招集し之に依る協議會の開催。****(五) 四月十一日、七月一日等のメートル法記念日に於ける諸多の施設。**

第二節 配給施設

第一項 中央卸賣市場

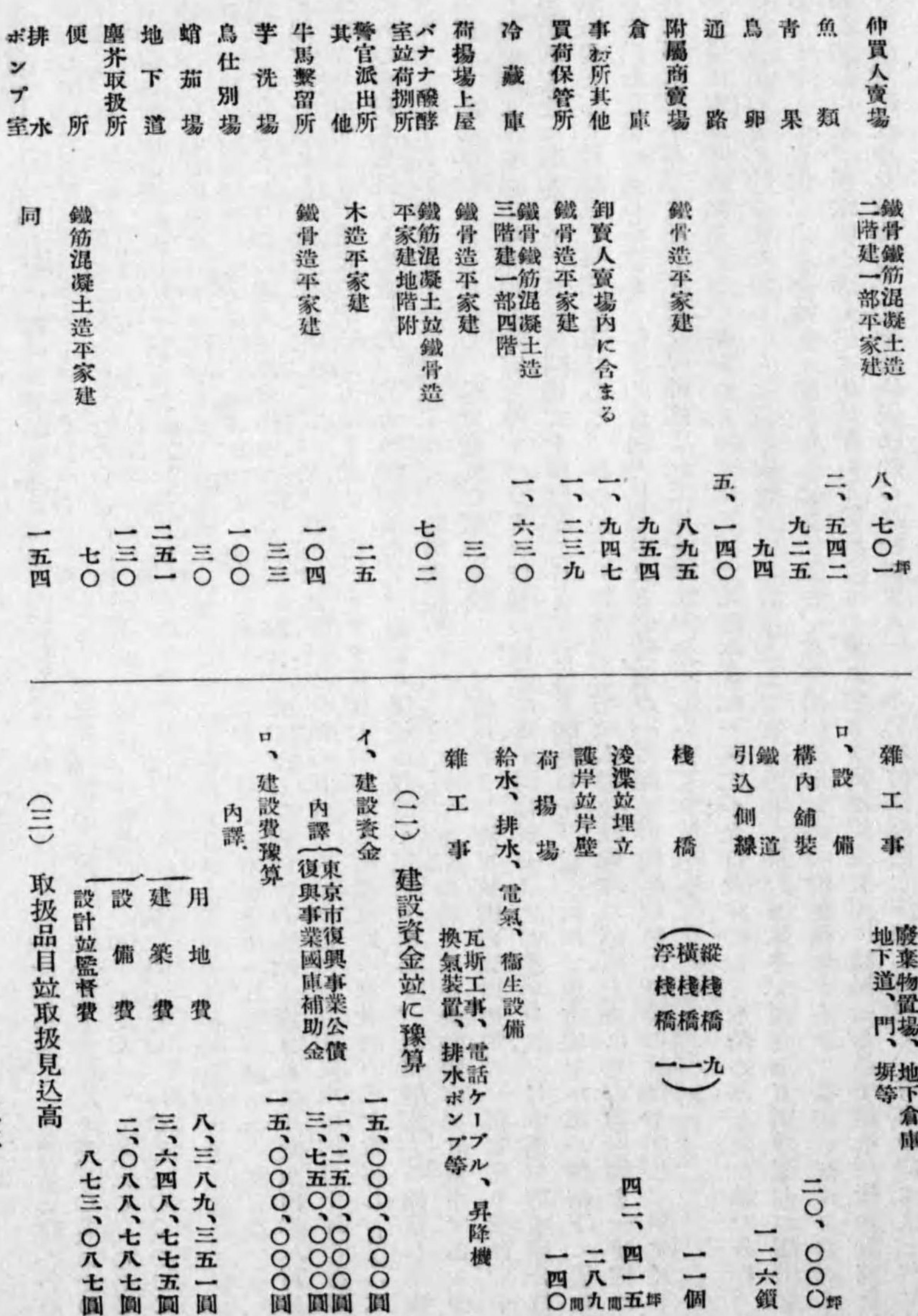
三

東京市設中央卸賣市場は、從來魚市場及び青果市場の二者であつたが、後述の如く中央卸賣市場法の公布に依り、目下建設中の中央卸賣市場の完成を俟つて、右魚市場及び青果市場を包含する「東京市中央卸賣市場」が名實共に實現する次第と爲つた。

中央卸賣市場たるべきものの前身である。

築地本場の建設は帝都復興事業の一として昭和三年三月より其の工事を開始し、昭和八年八月頃完成の豫定で堂々たる雄姿を隅田川口に現出するのも近き將來であるが、昭和五年九月商工省より市場區域追加が指定されると共に、郡部分場の建設計畫を進め昭和七年二月成案を中心卸賣市場調査委員會に諮詢し其の答申に依つて第二次分場建設計畫として舊荏原郡、豊多摩、北豊島、南足立、南葛飾の各方面に各一分場を設けることに爲つた。次に其の施設概要を示せば次の如くである。

(一) 位置	京橋區築地五丁目
(二) 面積	五九、一〇二坪
(三) 總建坪	一四、九一五坪
(四) 總延坪	一八、〇三七坪
(五) 規模	



取扱品目	取扱見込数量	推定金額
鮮魚	二〇七、〇〇〇	五一、〇〇〇、〇〇〇圓
鹽干魚	六六、〇〇〇	三〇、〇〇〇、〇〇〇圓
内鳥	三、〇〇〇	二、七〇〇、〇〇〇圓
	一、七〇〇	一、五〇〇、〇〇〇圓
		計 四二八、七〇〇
		一一、〇〇〇
		四、五〇〇、〇〇〇圓
卵		
蔬菜		
果實		
計		一〇六、七〇〇、〇〇〇圓
		五二、〇〇〇
		六、二〇〇、〇〇〇圓

第二項 魚市場

大正十二年九月一日の大震災は帝都の大半を烏有に歸せしめ、三百年來江戸の名物と謳はれて來た魚河岸（舊日本橋魚市場）も一朝にして焼野原と化して了つた。魚河岸は食料品配給の重大性に鑑み直に芝浦埋立地に約二千坪の敷地を借り受け九月中旬より天幕張の臨時魚市場を設け、尙バラツク店舗七百坪をも増築當時の業者數百名を收容し、日々一二三百噸内外の魚荷を取扱ひ入場者も亦一萬人内外に及んだ。固より諸般の設備不完全ではあり、且位置南方に偏在し交通不便で魚市場として其の機能を十分に發揮することが出來なかつた。茲に於て本市に於ては中央卸賣市場計畫中であり旁々魚市場組合よりの要望もあつた爲め、震災直後の應急施設として海軍省より海軍技術研究所用地の一部を借り受け、十一月六日警視廳より食品市場開設の許可を得てバラツク店舗の建設に着手同月三十日之が竣工を見、日本橋魚市場組合員及び附屬業者を之に收容し十二月一日開場式を舉行翌二日より營業を開始した。茲に始めて魚市場を本市の統轄下に置き東京市魚市場としての産聲を擧げた譯である。其の後中央卸賣市場築地本場建設敷地の關係上更に魚市場店舗を一時他に移転するの已むなきに至つた爲め、暫定的店舗として中央市場敷地の一部海軍軍醫學校跡に新築の計畫をなし、昭和五年二月五日工事に着手し、七月十日完成、同月二十三日移轉營業を開始し以て今日に及んでゐる。

本市場は京橋區築地五丁目一番地に在り、隅田川口に臨み敷地一萬二千九百余坪にして水陸の運至便の地である。中央市場開設迄の暫定的建物であるから木造平家建一部二階建として魚商店舗は奥行五間半、長さ十五間乃至十七間半を一棟としたもの三十五棟、之を圍繞して妻青物店、食堂、銀行、郵便局、運送業等の附屬建物が在り、場内一圓はコンクリート舗装を施し污水、雨水は小溝を以て店舗際から暗渠に導き更に之より築地川東支川に排出せしめて居る。衛生施設として三十四個所に水栓を設置し、汚物掃除後は此の水栓にゴムホースを取付け場内を洗滌し得べく、有事の際は之と共に他に

設備しある三個所の消火栓と相俟つて消防用に供し得る。

尙本市は大正十三年七月以來冷蔵庫を直營して魚類の冷蔵保管を取扱ひ、營業者の利便に資して居たが、中央卸賣市場本場の建物工事の進捗に伴ひ取毀しの必要に迫られ昭和六年十一月二十五日一時業務を停止するに至つたが、最近中央卸賣市場本場冷蔵庫工事の竣工と共に市設卸賣市場冷蔵庫として、昭和七年五月二十八日其の業務を開始し其の機能を發揮することに爲つた。而して之が敷地並に建物坪數は大要次の如くである。

(一) 敷地一二、九三六坪	(二) 總建坪四一〇〇坪餘	(三) 總延坪四五〇〇坪餘	(四) 主要建物棟數並に其の延坪數
魚商店舗 三五棟	二、九七四坪	買荷保管所 一九棟	四七六坪
附屬商店舗 二棟	一〇八坪	食堂 二棟	一三七坪
事務所 三棟	五七坪	銀行 其の他 一棟	八八坪
郵便局 其の他 一棟	一二四坪	其の他の建物 四〇棟	六四坪
建設費豫算	一七七、五四一圓	設備費 一七九、三二〇圓	
建築費	四六、七五〇圓	設計並監督費 二一、九〇二圓	
地上物件移轉費	四二五、五〇三圓		
計			

本市場開設當初は元商工課の主管に屬し、魚市場事務所を置き、専ら現場の監督に當つて居たが、大正十三年市處務規程の改正に依り魚市場は獨立して一解と爲つたが、更に大正十五年職制の改正に依り再び商工課に復した。併し乍ら昭和六年七月職制の改正に伴ひ中央卸賣市場は商工課より獨立するに至り、隨て魚市場も中央卸賣市場中の一解と爲つた。本市は市場に於て自ら營業を爲すものではなく東京魚市場組合員をして營業せしめ本市は之が管理監督の任に當つて居る。魚市場の取引時間は未明より開始せられ午後一時迄には殆ど終了するが、其の取引年額六千萬圓に上る。定休日は一月一日及び毎月二十二日である。現在市場内に於ける營業者は問屋、問屋兼仲買人及び仲買人の三種があり、市場に於ける取引は問屋對仲買、仲買對販出人間に於て行はれてゐる。問屋對仲買間の取引は相對にして仲買對販出人間の取引も亦相對賣買である。問屋は特約以外は賣却後直に荷主に送金し仲買人は現金取引或は毎月計算に依り買出人に販賣するを例

とする。市場内取引關係者を挙ぐれば左の如くである。

(イ) 問屋 問屋の專業者は現在一八名あり、荷主より魚荷の委託を受け之を仲買に賣渡すを業とする。

(ロ) 問屋兼仲買 問屋兼仲買は七五三名あり、同一人が問屋及び仲買行為を爲すもので、一方問屋として荷受を爲すと共に他方仲買人として一般買出入に販賣を爲し市場に於ける中権を爲すものである。

(ハ) 仲買 仲買も亦問屋に次ぐ主要なる販賣機關にして專業者五二三名あり、魚荷を問屋より買受け之を一般買出入に販賣するものにして直接荷主より魚荷の委託販賣を引受くることを得ない。

(ニ) 買出人 買出人は市内及近郊にある魚商、料理店、飲食店、鮨屋、そばや、天ぷら屋、辨當屋、仕出屋、棒手等にして一日約二萬人乃至二萬五千人内外の入場を見、遠くは八王子、横濱、千葉、浦和、前橋、高崎、水戸等より貨物自動車、オートバイ等を利用して來場する者も少くない。

(ホ) 補助的機關 右に述べた以外に補助的機關として魚荷の運搬並に一時的保管を爲すもの、銀行、郵便局等の設備等があつて一般業者の便宜に資して居る。

(ア) 小揚及び輕子 小揚は魚荷の陸揚及び荷捌を爲し店舗迄運搬するのを云ひ、輕子は問屋及び仲買に從屬し問屋、仲買が買受人に賣渡した魚荷を買荷保管所に配達するものを云ふ。兩者共各々別に組合を組織し東京魚市場組合に附屬し市の認可を受けて營業に從事して居るが、現在小揚組合に屬するもの二三九名、輕子組合（親興組合）に屬するもの六二三名である。

(ブ) 附屬運送業者 運送業者を分けて到着運送業者と發送運送業者とする。到着運送業者とは各驛より市場への魚荷の運送及び場内魚荷の荷捌に從事し現在一八名の組合員である。發送運送業者は市場より地方に向け發送せらるる魚荷の運送に當るもので現在發送運送業者二〇名、地方出荷業者一四名がある。

(シ) 買荷保管業者 買荷保管所は俗に潮待茶屋、棒手茶屋又は單に茶屋と稱し一定の料金を徴し買出人の貨物自動車、自轉車、荷車等を預ると共に、輕子が配達し來つた買出人の魚介を取纏め之を保管し、買出中の安全便宜を計る荷預所である。現在此の業者は一九八名である。

(ド) 附屬商 附屬商は場内に於て魚商の需要品たる妻物荒物、及び飲食物等を販賣する商人を云ひ、其の主要なる

を擧ぐれば妻物を始め青物、漬物、果物、乾物、鳥肉、荒物、靴、金物、天ぶら、すし、西洋料理、そば、

牛乳、パン、しるこ等で營業者一九九名である。

今最近四個年に於ける魚市場の取引狀況を示せば次の如くである。

種 別	昭 和 三 年		昭 和 四 年		昭 和 五 年		昭 和 六 年	
	一 個 年	一 日 平 均	一 個 年	一 日 平 均	一 個 年	一 日 平 均	一 個 年	一 日 平 均
入 荷 数 量	二三一、六三七 噸	六六〇 噸	二二七、五七五 噸	六四七 噸	二三三、三九三 噸	六六四 噸	二五三、六六二 噸	七二〇 噸
入 場 人 員	七四四〇、〇五四 人	二一、一九七 人	七、九四六、七六六 人	八、三五五、二四六 人	二三、八〇四 人	二三、七八九 人	二三、七八九 人	二三、七八九 人
手 車 数	一八二、六五九 臺	五三〇 臺	一六九、六六〇 臺	四八二 臺	一九九、〇一〇 臺	五六六 臺	一九二、五一四 臺	五四七 臺
自 転 車 数	一、五六二、六三三 臺	九二二 臺	三一二、七五二 臺	八八九 臺	三三五、七八八 臺	九一八 臺	三三二、五四七 臺	九四五 臺
船 数	二三、二五八 隻	四、四六〇 隻	一、五六八、九〇七 臺	五九 隻	一、七九九、四八二 臺	五、一、二六 隻	一、八九九、二九二 臺	五、三九六 隻

冷藏庫は東京中央卸賣市場本場に附隨して建設せられたもので鮮魚七八〇米噸、冷凍魚七二〇米噸、鹽干魚二五〇米噸、青果二四〇米噸、獸肉三八米噸、鳥肉及び卵六〇米噸の冷藏保管の能力を有し、尙製冰能力は一日一〇〇英噸で製冰は日々本市場内に供給する。

建築様式 鐵骨鐵筋混凝土造三階建 延坪 一、六五二坪

冷蔵室は一階六室、二階六室、三階七室で合計五七二坪あり、製冰室外一階には貯氷能力一、二〇〇英噸を有する貯氷庫の設けがある。

冷蔵品は専ら鮮魚、冷凍魚及び鹽干魚を一、二階に、三階には青果、獸肉及び鳥卵を冷蔵する豫定になつてゐる。設備様式 「アムモニア」直接膨脹式として居る。「アムモニア」壓縮機は冷却能力一〇〇米噸を有する横置複動型四臺を設置し、二臺宛を夫々製め「アムモニア」直接膨脹式として居る。「アムモニア」壓縮機は冷却能力一〇〇米噸を有する横置複動型四臺を設置し、二臺宛を夫々製め「アムモニア」直接膨脹式として居る。「アムモニア」壓縮機は冷却能力約四〇米噸の壓縮機を設備して水並に冷蔵に當て切換使用をなし得る様連絡をなし、又一階凍結室及び三階試驗室用として別に冷却能力約四〇米噸の壓縮機を設備してある。「アムモニア」凝氣器は堅型シェルエンドチューブ式で機闘室前に於て各壓縮機に一臺宛を設備し、之が冷却水には東岸三〇〇

○噸船舶用棧橋下より毎分一八〇立方呎の揚水能力を有する海水唧筒二臺を以て地下埋設管に導き汲揚使用し、内一臺の凝氣器及び各壓縮機箱冷却用として一晝夜に一萬石の使用に耐ゆる鑿井の設備があり、此の井戸水で冷却を終つた排水は室外に埋設した溜槽に集水し雜用水として使用する。

製氷装置は「ザブマーティンクーラー式」で長さ約七二呎、巾約三五呎、深さ四呎の製氷槽二個を有し、之に「ツエルタイブシングルルス」鹹水冷却器を各兩側に一個宛鹹水中に裝備し、堅型「アダテーター」を以て鹹水を搅拌せしめる様になつてゐる。結氷罐は三〇〇封度罐で八六八個を收容し七罐一組として「グリット」を以て結束し、罐水は水道を使用し之が搅拌は壓力每平方吋五封度排氣量毎分四五〇立方呎の能力を有する豫備共三臺の電動機直結送風機を設備してゐる。搅拌用「ドロップチューブ」拔取用として五「キロワット」電熱器を持つ電氣汽罐二組を備へてゐる。揚水は製氷室の天井を走行する全電動操作揚水機を以て「グリット」に依つて結束された七罐を一時に揚げ之を脱氷機に運び更に「ロアレーター」の設備に依り貯氷室或は外部に搬出し得る裝置を完備してゐる。

第三項 神田青果市場

本市場は中央卸賣市場神田分場の建築工事成るに及び、中央市場開設に至る迄の暫定的施設として、昭和三年十二月八日を以て業務を開始したものであるが、之に收容せられた神田青果物市場は遠く慶長年間に濫觴したものと傳へられ、市内最古の市場として既に三百二十有余年の歴史を閲してゐる。大正十二年の大震災後復興事業に伴ふ區劃整理の爲め、歴史ある神田町から撤退せざるを得ない運命に遭遇したが、時恰も之を收容すべき神田分場の主要工事が竣工したので、先に開設した江東分場の例に倣ひ、之を神田青果市場として開設して今日に及んだものである。本青果市場は近き將來中央卸賣市場の一分場となる暫定的施設であるが、其の規模の廣大なることは眞に帝都の誇りとするに足ると同時に從來の青果集散關係に徴すれば、實に一大革命を齎したものとも云ひ得べく、本市に於ける青果配給整備の問題は此の市場の完備に依つて、大半解決されて行くものと云つても過言ではあるまい。

今其の施設概要を示せば次の如くである。

(一) 位 置 神田區山本町外四個町及び下谷區練塀町

(二) 敷地面積 九、三三六坪餘

(三) 建築坪數 建坪四、〇一〇坪餘、延坪六、七〇〇坪餘

(四) 建物構造 鐵骨鐵筋混擬土造
本館〔市事務所、市場關係組合事務所、
食堂、電話交換室、荷捌所其の他〕 賣場〔二階倉庫及び計算
所一部地階醸酵室〕

(五) 主要建物 食堂、芋洗場、買荷保管所、牛馬繫留所、荷揚場、冷藏庫

(六) 主要設備 機械、構内舗装、給排水、照明、電話、電鉄、電氣荷揚機、電氣時計

(七) 建設費 四、八七六、〇九六圓

内 譯 用 地 費 二、八九六、六九九圓

建 築 費 一、四七三、六六三圓

設 備 費 四五六、六六四圓

設計並監督費 四九、〇七〇圓

市場内に市の事務所があり、東京卸賣市場使用條例並に市設卸賣市場業務規程に基き市場の經營管理を行ふと同時に問屋より賣上報告を徵し、又市場商況を調査して「東京卸賣市場日報」を發行し、各關係方面に配布する外、年報を刊行する等努めて中央卸賣市場の前提たる精神に副はしめてゐる。

本市場の營業者は、問屋二百十八名、仲買百九十六名あり、其の取扱品目は、蔬菜、果實を主とし、外に附屬商（漬物、醤詰、鶏卵、青果容器類、雜穀、乾物、蒟蒻、海產物、荒物、雜貨、食堂、運送業）六十四名を收容してゐる。取引は何れも各自單獨の計算にて、問屋は荷主より販賣の委託を受けた物品を仲買又は小賣商に賣却し、仲買は問屋より買受けた物品を小賣商に賣却するものである。而して此の取引は現金取引を原則として居るが、尙掛賣の舊慣を脱せぬものも少くないので之を矯正する爲め、取引に際し、問屋は物品の引渡後遅滞なく代金の支拂を爲すものに對しては、獎勵金として賣上高の百分の二に相當する金額を金券を以て支拂ひ、小賣商は各自の組合に之を積立てて將來現金取引の準備を爲す制度を設け、昭和四年九月より實施して居るが其の成績は良好である。

尙最近三個年間の取引状況を示せば次の如くである。

製氷装置は冷却能力約三十六噸を有する「アンモニア」圧縮機を使用し、「ハーリングボーン」型冷却管に依り一晝夜に約十四屯頭の氷を製造する二十二tが出来る。

尙約百二十英噸の貯氷能力を有し之を所定溫度に保持してゐる約三十一立方坪の貯氷室がある。

第四項 江東青果市場

本市場は大正十二年九月の大震災後の應急施設として、本所區横網町陸軍被服廠跡に木造バラックを建築し、日本橋區濱町、本所區一ツ目、四ツ目、竹町、瓦町の各青物市場を統一收容し、江東青物市場として開設したもので、本市に依つて開設された最初の青物市場である。越へて昭和二年十一月、本所區横網町八元市電車庫跡五千三百余坪の地に、中央卸賣市場江東分場用の主要建築物成るに及び、中央市場完成迄の暫定的施設として從來の江東青物市場を移すことになり、昭和二年十一月十五、六日の兩日に亘り華々しく竣工式に開場式を舉行、翌十七日より業務を開始したものであるが、現在神田青果市場に次ぐ大市場として、京橋大根河岸市場と鼎立し、市の東南部に於ける青果取引の重要な部を形成してゐる。今其の施設概要を示せば次の如くである。

(三) 建築坪數	建坪 一、一五〇坪、延坪 一、八〇〇坪餘
(四) 建物構造	鐵骨 鐵筋混凝土造
(五) 主要建物	本館 <small>(市事務所、市場關係事務所、食堂)</small> 賣場 <small>(二階倉庫及び計算所一部地階醸酵室)</small>
(六) 主要設備	芋洗場、買荷保管所、牛馬繫留所、荷揚場、冷藏庫 鐵道引込線、棧橋、構内鋪裝、給排水、照明、電話、電鈴、電氣荷揚機、電氣時計
建設費	一、五二三、九〇四圓
內 譯	
用地費	七八四、〇八八圓
建築資	四七一、一三〇圓
設備費	二五三、一九〇圓

設計並に監督費 一五、四九六圓
本市場の營業者は現在問屋六十九名、仲買四十六名で其の取扱品目は蔬菜果實を主とし、外に附屬商二十二名(鷄卵、蒟蒻、乾物、青果容器等の販賣)茶屋二十名、車番二名等を收容してゐる。取引方法等は神田市場と同様である。
尙本場に於ける昭和三年以降の取引状況を示せば次の通りである。

る昭和三年以降の取引状況を示せば次の通りである。取引方法等は神田市場と同様である。

尙昭和六年中の品種別賣上數量及び金額を示せば次の如くである。

(一) 蔬菜	八五、七四二噸	三、七七八、七三九圓
(二) 果實	一二、四二八噸	一、三九〇、七四六圓
(三) 加工品其他	三、〇五〇噸	一九五、〇三〇圓

(一) 位 置 本所區橫綱八ノ日

江東青果市場内

(二) 建築坪數	九五坪八一
(三) 建築費	六七、七一三圓一六錢
(四) 設備費	三、七〇五圓
(五) 照明竝電氣工事費	一、九〇〇圓
(六) 排水竝給水設備費	一、八〇五圓
(七) 建物構造及び其の他の設備	

冷 藏 室	三 室	(二階建四五坪四四)
貯 水 室	二 室	(二階建四坪八三)
鹹水冷却器室		(一階建五坪五一)
荷捌所其他		(一階建三坪一一)
事 務 室		(二階建一二坪九一)
機 關 室		(一階建九坪一二)
ペントハウス		(四坪五一)
大 底		(四坪七二)
ボンブ室		(一坪三)

右は何れも近代式鐵筋混擬土造にして、尙此の外荷物用昇降機一臺を設備す。

冷藏装置の概要是「アンモニア」壓縮冷却機を使用し、鹽水循環により一日（二十四時間）連續運轉を爲し、常に華氏三十度の溫度を保持し、冷却機能力は十米噸以上を有する。而して鶏卵、果實、蔬菜等の保管寄託を受け之を貯藏し、滿庫の場合箱詰鶏卵六、七二〇箱、重量一五〇英噸を收容し得る。貯冰庫の貯冰能力は約三〇英噸にして、之を所定溫度に保持す。冷藏室三室には一日三回送風機を以て各準備室より送氣をなし、換氣を行ふ様に爲つてゐる。

第五項 日用品小賣市場

市場開設の動機と建設の状況

大正八年夏期米價日々に騰貴し、一般市民は生活上の脅威を感じ民心不安に陥つたので、本市は東京府當局と協力して畏々邊より御下賜の御内帑金及び一般市費、有志の寄附金等に依り白米の廉賣を行つた。是れ今日の市設日用品小賣市場の滥觴である。

當時市内の有力者に依て組織せられた東京臨時救濟會は其の募集した救濟資金の中より本市に指定寄附を爲し來つたので、之を以て大正八年始めて牛ヶ淵、真砂町、三味線堀の三個所に日用品小賣市場を開設したのを始とし、翌九年一月迄に合計十三個所の開設を見た。當初は全く社會政策上の一時的施設であつたが、市民の要望に鑑み大正十年商工課の新設と共に從來社會局の主管であつた市場を移管し之を經濟施設に改め、専ら日用品生活必需品の公正なる價格を決定し一般に周知せしめ、市價を牽制しつつ一般小賣商の模範として、市民の消費經濟に資益するを以て其の使命とするに至つた。

然るに大正十二年の大震火災に因り四個市場を焼失し且市中一般に物資缺乏し物價は著しく亂調を呈し、爲めに市民は一時日用品購買難に伴ふ生活の不安を感するに至つたので、本市は應急施設として各所に合計三十一個所の臨時市場を増設し、日用品の配給に努めたが尙市民の需要を満すに足らなかつたので移動市場、巡回市場を開き、震災後の物資配給に多大の努力を拂つた。然るに右は何れも一時的の應急施設であつたので、漸次之を整理し一方市内樞要の地に永久的建築の市場を設置し市場目的の達成に努めつゝある。

市場の現状

(イ) 市場の位置 現在の市設小賣市場は合計十一個所で、大體に於て舊市内樞要の地に分布されてゐる。今各市場の状況を示せば次表の如くである。

市設日用品小賣市場

(昭和七年十一月末現在)

市場名	所 在 地	敷地坪數	建 坪	構 造	建設費	店舗數	建設年月日
真砂町	本郷區真砂町三六番地二號	三七八・六〇坪	三〇〇・六〇坪	鐵骨木造スレート葺 一部二階建	大正十五年九月三十日	大正十五年九月三十日	同 十五年九月十六日
三味線堀	淺草區小島町一號地ノ一	一四五・六〇	延一三・四〇	鐵筋コンクリート 部二階建	二七	二七	二七

霞町	麻布區霞町一四番地	一六九吾	七一・四八九	木造平家生子板及びスレート葺	三・四九・〇	同八年十二月十九日
赤羽橋	芝區赤羽町一番地	一四・八三	三一・九〇	木造平家スレート葺	二・三九・〇	同九年一月二十六日
市ヶ谷	麹町區土手三番町二一番地	一七・七〇	二七・一〇	木造平家スレート葺	三・八九・〇	同九年一月二十六日
駕籠町	小石川區駕籠町二九番地	一六・七〇	二七・一〇	木造平家一部二階生	三・八一・〇	同十三年十二月十二日
業平町	本所區業平橋一ノ四	一四・〇〇	一七・三五	木造平家建リップアフレト葺	三・二四・〇	同十四年九月二十八日
富士	淺草區田町一丁目四番地	一四・三〇	二〇・三〇	木造平家一部二階建	四・八〇・〇	同十四年九月二十一日
入谷町	下谷區入谷町二四番地ノ一	一四・四〇	延一五・三四七	木造平家一部二階建	四・八〇・〇	昭和五年十二月十五日
飯田橋	牛込區神樂坂河岸	一三・四〇	延三三・二〇	木造平家一部二階建	三・二四・〇	同七年六月十六日
綠町	本所區綠町三丁目四番地	一三・五〇	延三二・二〇	木造平家一部二階建	三・二四・〇	同七年十一月五日
		一四・五〇	延六四・二〇	木造平家一部二階建	三・二四・〇	
		一三・五〇	延三二・二〇	木造平家一部二階建	三・二四・〇	
		一四・五〇	延六四・二〇	木造平家一部二階建	三・二四・〇	

(ロ)、販賣品目　日用必需品の殆んど全部を網羅してゐる。其の主要なものは、白米、雜穀、乾物、砂糖、菓子、茶、陶器、和洋酒、味噌、醬油、蔬菜、果實、鮮魚、鹽干魚、牛豚鳥肉、漬物、佃煮、薪炭、洋品雜貨、文房具、傘、履物、荒物金物等である。

(ハ)、市場の監督取締　産業部市場課に小賣市場掛を置き、掛長以下二十名の職員を以て市場の經營監督に當らしめてゐる。即ち市場に市場監督、販賣品各業種に業種監督を置き市設小賣市場使用條例其の他の規則に基き萬般の取締監督に任じてゐる。

(ニ)、販賣價格及び品質　販賣價格に就ては、前述した業種監督が不斷卸相場及び市内小賣物價を調査し、之を參照して販賣價格を決定の上各市場商人に速報し、指定の方法で販賣せしめてゐる。業種監督は亦當時各市場を巡回して、價格及び品質量目等の監督取締に從事してゐる。

(ホ)、販賣方法　價格は總て販賣品目毎に明示せしめ、量目は特に正確を期してゐる。販賣品は店渡を原則としてゐるが、白米、薪炭其の他大量のものは無料配達を爲してゐる。勘定は總て現金とし掛賣や御用間等の弊風を一掃してゐる。

(ヘ)利用状態は凡そ次の如き状況に在る。

一個年賣上高	一、七六七・三七六圓
一日平均賣上高	五・三七八圓
一市場一日平均賣上高	五〇・四圓
一店舗一日平均賣上高	二八圓
市場入場者一市場一日平均	二・六六八人(昭和七年調査)
使用料年額	六七・九七二圓(昭和七年度)

市場新設

現在本市設小賣市場は十一市場で、市内全般に亘つて僅少に過ぎ、使命遂行に不便を感じてゐるばかりでなく、道路上或は假建築物の爲め腐朽し廢止又は改築の必要に迫られてゐるもの數個所を算したので、之が補充の爲め五市場の新改設を行ふべく去る昭和五年中遞信省より簡易保険積立金三十五萬圓の融通を受け、既に入谷町(新設)、飯田橋、綠町(改設)の三市場は竣工開場し、目下赤羽橋外一個所の改設計畫進行中である。

調査

(イ) 物價の公表

- (1) 青果、鮮魚の價格日報　青果、鮮魚は主要食料品で而も日々其の相場が變動するものであるから、毎朝其の價格日報を作成して主要な新聞へ配布發表してゐる。
- (2) 市設小賣市場主要販賣品價格表　毎月十五日現在の市設小賣市場主要販賣品約六十種の價格表を印刷し關係方面へ配布してゐる。
- (3) 東京市主要日用品小賣價格調查表　毎月十五日現在に於て主要日用品三十種を選定し、各區別に其の小賣價格の調査を行ひ、市設小賣市場の販賣價格と比較對照して一表となし關係方面へ配布してゐる。

(ロ) 試買

概ね毎月一回位宛全市に亘つて一齊に日用品の試買を行ひ、斯界權威者の立會を求め、品質、價格、量目其の他に付て審査を爲し、或は市設市場の販賣品と比較對照して其の成績を公表してゐる。是により市設市場販賣品の監督並に改善が促進さるは勿論、審査結果を新聞雑誌に公表することに依つて、廣く市中小賣商に對する間接的監督の効果を擧げ、隨て消費者を利すること多大である。

(八) 基礎米の試掲

市設小賣市場の主要販賣品であり、市民主食の大宗である白米の品質改善に資せんが爲め、毎年二回各地產米の試掲を行ひ、其の掲減り量並に品質等に就き審査を行ひ、其の結果に基いて市場販賣白米の品質を一定し公正なる價格を算定してゐる。

(九) 句報マーケットの印刷配布

市場商人の指導並に監督に資し、併せて役所と商人との連絡を一層圓滑ならしむる目的を以て毎月三回（一の日）機關紙「旬報マーケット」を印刷し（當分の間臘寫版）部内關係者、商人等に配布してゐる。記事は役所の公示事項、市場及び經營に關する参考事項、商人の投稿等を主としてゐるので、商人は喜んで愛讀し、市場商人教育といふ間接的利益をも擧げてゐる。

(十) 編纂

當掛で編纂發行した重なるものは次の如くである。

- (1) 「小賣市場要覽」 市設小賣市場の沿革、管理、營業、利用狀態等を調査轉錄す。
- (2) 「日用品の見分け方」 消費經濟上の參考資料として白米外八十種の日用必需品を選び、其の品質、產地の概要、品質鑑別法を簡単に記述す。
- (3) 「東京に於ける木炭の需給概要」 木炭供給者の便益に供し、且一般家庭に於ける消費經濟上の参考として、東京で消費せらるる木炭の品種、產地、取引事情等調査印刷せるものである。
- (4) 「日用品の見分け方」 前記「日用品の見分け方」を訂正して一品種毎に「リーフレット」型に記述せるもの。是れ要するに現在の市設小賣市場は僅に十一市場に過ぎず、之を大阪市其の他の都市に比較するも、甚だ其の數が少くを形成せしめんことを期してゐる。参考の爲め六大都市に於ける一市場當り人口、世帯數を擧ぐれば次の如くである。

種別	人 口	世 带 (概數)	市 賣 市 場 敷	
			人 口 敷	世 带 敷
横神名	京大東	都阪京	四、九七〇、八三九	一、〇四四、八八二
古 戸	市 市	市 市	二、四五三、五七三	五四一、〇三三
濱屋			九五二、四〇四	二一一、六四五
			九〇七、四〇四	一九〇、三七九
			七八七、六一六	一七八、三二七
			六二〇、三〇六	一三五、九二九
				一四
				六

備考

市場數は昭和七年末現在
人口、世帶數は何れも昭和五年（國調）現在に由る、東京市は昭和七年、京都市は昭和六年市域編入に係る市町村
人口を加算せり

第六項 家畜市場並屠殺建設計畫

本市は曩に建設費二百三十八萬圓を以て芝浦埋立地内に家畜市場並に屠場の建設を計畫中である。其の概要は次の如くである。

建設計畫の梗概

家畜市場は本市の直營として其の業務を行ひ、屠場は現在の屠場會社を統一し建物及び設備を之に貸與し本市監督の下に之を經營せしめんとするものである。

(1) 位 置

市有地たる芝浦第三號埋立地の一部（品川驛の東方）を使用す。

(2) 用 地 面 積

所要坪左の如し

イ、家畜市場敷地坪數	約八、一〇〇坪
ロ、屠場敷地坪數	約四、三〇〇坪
ハ、豫備畜舍敷地坪數	約二、七〇〇坪
ニ、鐵道引込線敷地坪數	約一、〇〇〇坪
計	一六、一〇〇坪

(3) 建物構造坪數及び事業能力

建物は公舎（木造）を除くの外、鐵骨及び鐵筋混凝土造にして凡そ左の豫定である。

總建坪

四、四四三坪

(イ) 家畜市場建物

總坪數 二、六四四坪

家畜の收容能力 牛馬 五〇〇頭
犢豚 二、五〇〇頭

（ロ）屠場建物 一、一九〇坪

一日の屠殺能力 牛馬 三〇〇頭
犢豚 二、五〇〇頭

（ハ）冷 藏 庫 四三七坪

總坪數 一七三坪

收容力 牛馬 三〇〇頭
犢豚 一、〇〇〇頭

(ニ) 公 舍

總坪數 一七三坪

吏員住宅 八戸

傭員住宅

尙屠場建設計畫に附帶して、市設ミルクプラントの建設計畫をも進めつつある。

第三節 市設葛西獵區

從來都下狩獵家に喜ばれて來た舊南葛飾郡葛西村獵區は、昭和七年十月一日隣接町村合併に依り江戸川區の一部として本市に編入されたので、本市は之が獵區を承継し管理は本市産業部で取扱ひ、其の名稱も「東京市葛西獵區」と改稱した。本獵區の事務所を東京市江戸川區役所葛西派出所に置き、其の區域は江戸川區舊葛西村一圓の地と之に添うた百八十一米八十一以内の海面に及び、總面積七百八十二萬八千六百七十四平方米、即ち約百町歩である。因に本獵區は千葉懸浦安の宮内省御獵場に接近せる爲め毎獵期には鴨、鳴、鶴、秋鶴、千鳥、五位鷺、雀等の鳥類が非常に多く集まるので有名である。

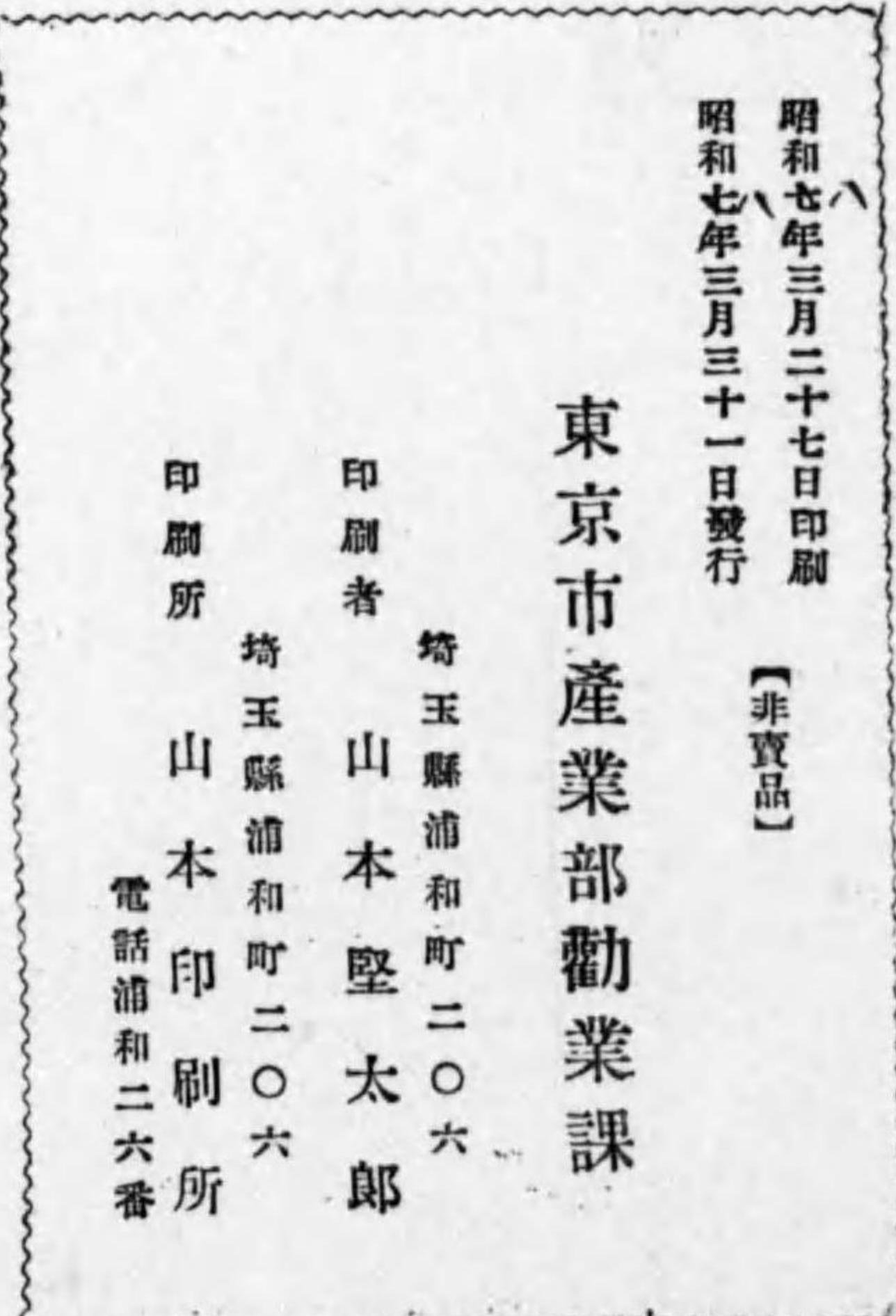
今最近の捕獲鳥類其の他を示せば次の如くである。

東京市葛西獵區成績表
(自昭和七年四月十六日至昭和八年四月十五日)

二三一

合計	獵 狩		別 種	捕 獲 種
	種乙	種甲		
五六	二八	二八	數日獵開	
五六	二八	二八	數回獵開	
一〇九	一〇五	四	數者込申	
一〇九	一〇五	四	者獵入	
一	一	一	んが	
一一一	一八一	三〇	もか	
一	一	一	じき	
一	一	一	りどまや	
三四七	三四一	六	ぎし	
一	一	一	らづう	
四七〇	四六六	四	んば	
一八	一八	一	とは	
一、九六	一、九五	五三	他の其	
三、〇〇五	三、九三	九三	計	

備考 甲種とは、張網を以て狩猟せるもの。
乙種とは、銃器を以て狩猟せるもの。





終